

令和8年2月18日

第32回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第32回総会議事録

1. 日 時 令和8年2月18日(水) 午後1時30分

2. 会 場 キョウワグループ・テルサホール 3階 あづま

3. 出席委員 22名

4. 出席の委員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 栗原 武弘  | 2番 佐藤 國夫  | 3番 柴山 栄重  |
| 4番 後藤 洋二  | 5番 中村 謙一  | 6番 野崎 俊幸  |
| 7番 山岸由美子  | 8番 浪岡 真澄  | 9番 曳地 正人  |
| 10番 油井 妙子 | 11番 菅野 秀夫 | 12番 菅野 善晴 |
| 13番 菱沼寿美恵 | 15番 安齋 昭通 | 16番 尾形 寅昭 |
| 17番 古関 恵子 | 18番 柴田 徳男 | 19番 武田 勇夫 |
| 21番 半澤 幹夫 | 22番 阿部 哲也 |           |
| 23番 佐藤 裕一 | 24番 玉根 吉光 |           |

5. 欠席の委員 14番 渡邊 正芳 20番 齋藤 貴裕

6. 事務局の出席者

|         |       |     |        |
|---------|-------|-----|--------|
| 事務局 長   | 阿藤 裕之 |     |        |
| 次長兼農地係長 | 齋藤 良紀 | 主 任 | 小野 亜希子 |
|         |       | 主 査 | 小針 道理  |
| 庶務係長    | 丹治 薫  |     |        |

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第3号 現況確認証明願出について
- 第4号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について
- 第5号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第6号 非農地判定について
- 第7号 令和8年度 農作業賃金・農作業料金標準額について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項による賃貸借の解除について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局長 | ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 会長   | (会長から開催に先立ちあいさつ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事務局長 | それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長   | それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 次長   | 14番 渡邊正芳委員、20番 齋藤貴裕委員より欠席の旨、届出がありました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長   | 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第32回総会を開催いたします。<br>福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。<br>12番：菅野善晴委員、21番：半澤幹夫委員を指名いたします。<br>なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。<br>福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。<br>会期は、本日午後3時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕 |
| 議長   | ご異議ございませんので、会期は本日午後3時30分までと決定いたします。<br>議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 次長   | 【議案第1号から報告までを上程する。(167件)】<br>合計167件、令和8年2月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長   | 議案第1号について事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 次長   | 議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転24件、貸借権設定6件、使用貸借権設定3件、計33件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。<br>区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。                                                                                                                   |
| 議長   | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2番   | 議長2番(発言を求める。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長   | 佐藤委員(発言を許可する。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2番   | 整理番号1番について説明いたします。渡人と受人は、同じ苗字であり、近所に住んでいますが、親戚関係ではありません。申請地は遊休農地を再生した農地で、現在はハウスが設置されています。数年前までは渡人が、アスパラガスを栽培していました。今回は受人が、自作地付近で耕作利便として取得する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。                                                                                                                                                                  |
| 議長   | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長   | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 次長  | 区域番号2番、整理番号2番から9番の8件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 6番  | 議長6番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | 野崎委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 6番  | <p>整理番号2番について説明いたします。渡人は、申請地を相続しましたが、市外在住であり、耕作できませんでした。受人は、申請地付近にて家族で大規模に農業を営んでいます。収益増加のため、経営規模を拡大する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整地番号3番について説明いたします。渡人は、申請地を相続しましたが、耕作していませんでした。受人は、キュウリを中心に耕作している農家です。耕作面積を増やして、規模拡大する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整地番号4番について説明いたします。申請地は、渡人が以前に取得した農地ですが、市外在住のため、通作に苦労していました。受人は、渡人の知人の友人であり、農業に興味を持っていた方です。自宅が、申請地から少し遠いと思われますが、本人からは通作が可能と確認しています。申請地の付近に住んでいる件の知人から農作業に関する指導を受けながら、必要な農機具も借りる計画です。将来的には、自身で農機具も揃える予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整地番号5番について説明いたします。渡人と受人は、婚姻関係です。夫が元気な内に妻に生前贈与を行う案件です。現在も二人で水稻や野菜を耕作しており、今後も継続する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整地番号6番から8番について説明いたします。いずれも同じ受入です。申請地は、いずれも隣接した農地であり、渡人も耕作する意思はないとのこと。受人が、モモ栽培により規模拡大を図る案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号8番について説明いたします。受人は、大規模に稲作している法人です。申請地は、受人のライスセンター付近にあり、育苗を行う計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 次長  | 区域番号3番、整理番号10番及び11番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 10番 | 議長10番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長  | 油井委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 10番 | <p>整理番号10番について説明いたします。渡人は、農業を止める予定であり、申請地と耕作地が接している受人が、当該農地を引き継ぐ案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号11番について説明いたします。申請地は、受人の自宅裏に位置し、進入路のない畑です。これまでも口約束により、受人が耕作していました。区域協議会では問題なしと判</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|     |                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 断いたしました。                                                                                                                                                                                        |
|     | ご審議よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                       |
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                    |
| 次長  | 区域番号4番、整理番号12番から22番の11件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                     |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                     |
| 12番 | 議長12番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                  |
| 議長  | 菅野委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                  |
| 12番 | 整理番号12番及び13番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は、息子と農業を営んでいます。自作付近で耕作利便のため、申請地を取得する案件です。整理番号12番の価格が、整理番号13番の価格と比較して、低額になっています。渡人としては、贈与でもよいと考えていましたが、贈与ではなく売買の形式にしたいという受人の意向によるものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 |
|     | 整地番号14番及び15番について説明いたします。いずれも同じ渡人です。渡人は高齢であり、後継者もいないため、隣の農地で耕作している受人に贈与する案件です。受人は、どちらも大規模農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                              |
|     | 整地番号16番から20番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は、大規模農家です。世帯員は一人ですが、人を10名ほど雇って経営しています。整理番号18番のみ借受地取得となっていますが、他の申請地もこれまで受人が耕作していました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                   |
|     | 整地番号21番について説明いたします。受人は市外在住ですが、申請地の近くです。これまでも受人が耕作していました。価格が低額だと思われますが、申請地で耕作してもらえるなら、金額は低額でもよいとの渡人の意向によるものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                              |
|     | 整地番号22番について説明いたします。申請地で受人が、これまで20年以上も耕作していました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                                                             |
|     | ご審議よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                       |
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                    |
| 次長  | 区域番号5番、整理番号23番から27番の5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                      |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                     |
| 18番 | 議長18番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                  |
| 議長  | 柴田委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                  |
| 18番 | 整理番号23番について説明いたします。渡人と受人は従兄弟関係です。自作地付近で耕作利便のため、所有権を移転する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                                               |
|     | 整理番号24番について説明いたします。渡人と受人は同じ苗字ですが、親戚関係ではありません。                                                                                                                                                   |

ません。申請地は、保全管理状態から水田に再生して、耕作する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号25番について説明いたします。渡人は高齢であり、引っ越しする予定です。受人は大規模農家で、認定農業者です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号26番について説明いたします。申請地は、受人の田と自作地続きになっています。一枚の水田にして使用する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号27番について説明いたします。申請地は、受人の自宅と隣接した農地です。自家消費用として、野菜を栽培する計画です。金額が高額だと思われますが、渡人と受人で合意しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号28番から31番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 半澤委員（発言を許可する。）

21番 整理番号28番について説明いたします。渡人が夫を亡くし、耕作できないため、受人に耕作をお願いした案件です。受人は新規就農になりますが、近隣農家の協力を受ける予定です。地元の推進委員も全面的に協力する意向です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号29番から31番について説明いたします。いずれも同じ受人です。ネギを耕作して、規模拡大する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号32番及び33番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号32番について説明いたします。受人は、新規就農者です。申請地に付随した空き家も一緒に取得しますが、空き家を農業用の倉庫として活用する計画です。申請地は、遊休農地でしたが、今回の申請のため農地に再生しました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号33番について説明いたします。渡人と受人は、親子関係です。親から子に使用貸借権を設定する案件です。受人は、果樹農家であり、渡人が所有している農地のうち、樹園地について受人が耕作する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしく願いいたします。

|     |                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                        |
| 2番  | 議長2番（発言を求める）                                                                                                                                                                                                     |
| 議長  | 佐藤委員（発言を許可する）                                                                                                                                                                                                    |
| 2番  | 整理番号33番について質問します。<br>申請農地の合計面積が広いが、一年で全ての面積を耕作する計画でしょうか。                                                                                                                                                         |
| 23番 | 議長23番（発言を求める）                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 佐藤委員（発言を許可する）                                                                                                                                                                                                    |
| 23番 | 徐々に年次計画により耕作面積を広げる予定です。                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | その他ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                               |
| 議長  | 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から33番までの33件、原案のとおり許可と決定いたします。<br>次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。                                                                                                      |
| 次長  | 議案書の9ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、許可を受けた農地について物価高騰による工事費の増額により着工時期が遅れたことで所謂市再エネ条例の対象となったところ、当該計画では市再エネ条例の許可要件を満たせないための取消願出で、市処分案件です。<br>区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。 |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                      |
| 12番 | 議長12番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                   |
| 議長  | 菅野委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                   |
| 12番 | 整理番号1番について説明いたします。昨年の3月総会で審議した案件です。取消しの事由は、事務局で説明した通りです。満たすことのできない再エネ条例の要件は、接道要件であり、主要道路から事業地までの道路の幅員が6m必要であるというものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>ご審議よろしくお願いたします。                                                    |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                          |
| 議長  | それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                               |
| 議長  | 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。<br>次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。                                                                                                               |
| 次長  | 議案書の10ページをご覧ください。議案第3号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であること                                                                                                                               |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>が確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。</p> <p>区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 10番 | 議長10番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | 油井委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 10番 | <p>整理番号1番について説明いたします。願出地は、土湯にある旧スケート場の北側に位置します。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長  | <p>それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | <p>異議なしと認め、議案第3号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 次長  | <p>議案書の11ページをご覧ください。議案第4号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>区域番号1番、整理番号1番から5番の5件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2番  | 議長2番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長  | 佐藤委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2番  | <p>整理番号1番について説明いたします。渡人と受人は、親戚関係です。受人は市外在住ですが、申請地からは離れておらず、通作に支障はありません。以前は基盤法に基づき、賃借権を設定していました。その時は物納でしたが利便性を考慮し、今後は口座引き落としにより、賃借料を支払います。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号2番及び3番について説明いたします。いずれも同じ受入です。受人は、ネギ専門の農家です。申請地では以前、法人が耕作していましたが撤退したため、受人が借りることになりました。ネギ栽培は、連作障害はありませんが、5年程になると耕作場所を変えるため、広い面積が必要になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号4番について説明いたします。受人は、大規模農家です。規模拡大が目的です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号5番について説明いたします。受人は、永住権のある外国籍の方です。大工を営んでいましたが仕事が少なく、既に妻が営んでいる農業に参入する案件です。申請地の地区で</p> |



|      |                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>は、農家の高齢化が進んでおり、渡人の意向として、若い世代が農業に参入することを歓迎しており、農機具も貸す予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>ここで事務局に要望があります。</p> <p>受人が外国籍の人物の場合、調査書や新規農業開始経営計画書の内容に、来日した時期や永住権などを取得した時期、これまでの居住歴などの項目を設定してください。</p>          |
| 次長   | 議長（発言を求める）                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長   | 事務局（発言を許可する）                                                                                                                                                                                                                      |
| 次長   | <p>受人の履歴は直接、市内に在住したのであれば確認が可能ですが、市外から転入の場合は、把握できません。在留期間がある場合は、調査書にその期間を記載しています。</p> <p>農地法第3条許可申請の場合は、在留カードの写しを添付いただき、住民基本台帳でも確認しています。その一方で、農地中間管理機構では、受人に対してそこまで情報を求めているのが現状です。</p> <p>事務局内で協議し、農業企画課及び農地中間管理機構に要請したいと思います。</p> |
| 事務局長 | 議長（発言を求める）                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長   | 事務局（発言を許可する）                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局長 | <p>ただいまの説明に補足します。</p> <p>他市町村に照会を求める場合には、法的根拠が必要になります。その点も事務局で精査します。</p>                                                                                                                                                          |
| 2番   | 議長2番（発言を求める）                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長   | 佐藤委員（発言を許可する）                                                                                                                                                                                                                     |
| 2番   | <p>法律上できない場合でも、対応できる方法を検討して欲しいと思います。意見決定を審議するために、納得できるような情報の提供を求めます。</p>                                                                                                                                                          |
| 事務局長 | 議長（発言を求める）                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長   | 事務局（発言を許可する）                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局長 | <p>法改正が必要な場合は、一自治体では対応が困難です。</p> <p>代替え措置として、受人に任意で協力してもらう形で事務局が必要な情報を聞き取りし、その内容を調査書に追記できないか、事務局内で調査したいと思います。</p>                                                                                                                 |
| 議長   | <p>法的な問題もあるが、必要であれば国に要望していきたいと思います。</p> <p>その他ございませんか。</p>                                                                                                                                                                        |
| 11番  | 議長11番（発言を求める）                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長   | 菅野委員（発言を許可する）                                                                                                                                                                                                                     |
| 11番  | <p>整理番号4番について質問します。</p> <p>賃借料が高額だと思いますが、理由を教えてください。</p>                                                                                                                                                                          |
| 3番   | 議長3番（発言を求める）                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長   | 柴山委員（発言を許可する）                                                                                                                                                                                                                     |
| 3番   | <p>ハウス込みの金額となっているためです。</p> <p>その他ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>                                                                                                                                                                   |
| 議長   | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                      |

|     |                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 次長  | 区域番号2番、整理番号6番から16番の11件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。                                                                                                      |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                               |
| 6番  | 議長6番（発言を求める。）                                                                                                                                             |
| 議長  | 野崎委員（発言を許可する。）                                                                                                                                            |
| 6番  | 整理番号6番及び7番について説明いたします。いずれも同じ受人です。2枚の畑が一体になっています。渡人は、申請地を相続しましたが、耕作していませんでした。受人は、飼料用作物として、ソルガムを栽培する計画です。最近は価格が高騰しており、既に販路も見つけているそうです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 |
|     | 整理番号8番について説明いたします。受人は、モモ栽培を中心に大規模に耕作している法人です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                        |
|     | 整理番号9番から13番について説明いたします。いずれも新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                 |
|     | 整理番号14番について説明いたします。新規設定の案件ですが、口約束により以前から受人が耕作していました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                 |
|     | 整理番号15番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                         |
|     | 整理番号16番について説明いたします。受人は、水稻を大規模に耕作している法人です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                            |
|     | ご審議よろしくをお願いいたします。                                                                                                                                         |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                 |
| 11番 | 11番（発言を求める）                                                                                                                                               |
| 議長  | 菅野委員（発言を許可する）                                                                                                                                             |
| 11番 | 整理番号6番及び7番について質問します。                                                                                                                                      |
|     | 受人は、十分な農業機械を保有しているのでしょうか。                                                                                                                                 |
| 6番  | 6番（発言を求める）                                                                                                                                                |
| 議長  | 野崎委員（発言を許可する）                                                                                                                                             |
| 6番  | 農業機械は、徐々に揃える予定です。まずは作付けして、品質を確認する計画です。                                                                                                                    |
| 議長  | ただいまの説明に補足します。                                                                                                                                            |
|     | 当面は近くの農家から必要な農業機械を借りる予定です。                                                                                                                                |
|     | その他ございませんか。                                                                                                                                               |
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                              |
| 次長  | 区域番号3番、整理番号17番から20番の4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。                                                                                                      |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                               |
| 10番 | 議長10番（発言を求める。）                                                                                                                                            |
| 議長  | 油井委員（発言を許可する。）                                                                                                                                            |
| 10番 | 整理番号17番から19番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人は、多面的機能支払交付金の受皿となっている組織の会員です。必要な農業機械も揃っています。区                                                                        |

|     |                                                                                                                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                                                       |
|     | 整理番号20番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                          |
|     | ご審議よろしくお願いいたします。                                                                                                                           |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                  |
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                 |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                               |
| 次長  | 区域番号4番、整理番号21番から33番の13件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。                                                                                      |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                |
| 12番 | 議長12番（発言を求める。）                                                                                                                             |
| 議長  | 菅野委員（発言を許可する。）                                                                                                                             |
| 12番 | 整理番号21番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                          |
|     | 整理番号22番について説明いたします。渡人と受人は、祖父と孫の関係です。受人は、申請地の区域外に在住していますが、申請地付近に住んでいる祖父の農機具を使用する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                  |
|     | 整理番号23番及び24番について説明いたします。いずれも新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                 |
|     | 整理番号25番から27番について説明いたします。更新であり、適正に管理されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                            |
|     | 整理番号28番について説明いたします。受人は、3年前に新規就農しました。規模拡大する案件です。10アール当たり賃借料が、1万円と5千円に分かれています。既に果樹が植えられている農地は1万円、これから果樹を植える農地が5千円になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 |
|     | 整理番号29番及び30番について説明いたします。いずれも同じ受入です。申請地の付近に受入の実家があり、両親と一緒に耕作する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                    |
|     | 整理番号31番について説明いたします。3筆ありますが、いずれの農地も一部を借りる案件です。一つの筆の農地に果樹と野菜が栽培されており、受入が果樹の部分のみを借ります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                   |
|     | 整理番号32番について説明いたします。受人は、大規模農家です。申請地は、これまで別の人物に貸していましたが、再転貸する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                      |
|     | 整理番号33番について説明いたします。新規設定の案件ですが、1件を除いて基盤法からの移行になります。その1件もこれまで口約束により、受入が耕作していました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                        |
|     | ご審議よろしくお願いいたします。                                                                                                                           |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                  |
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。<br>区域番号５番、整理番号３４番から５３番の２０件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。<br>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| １８番 | 議長１８番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 柴田委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| １８番 | 整理番号３４番について説明いたします。受人は、水稻を耕作している法人です。ブドウ栽培に参入して、規模拡大を図る案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>整理番号３５番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>整理番号３６番から３９番について説明いたします。いずれも同じ受入です。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>整理番号４０番から４８番について説明いたします。いずれも同じ受入です。新規設定の案件ですが、整理番号４３番以外は、基盤法からの移行になります。整理番号４３番は、規模拡大が目的です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>整理番号４９番から５１番について説明いたします。いずれも同じ受入です。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>整理番号５２番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>整理番号５３番について説明いたします。受人は、大規模農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>ご審議よろしくお願いいたします。 |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 次長  | 区域番号６番、整理番号５４番から５８番の５件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ２１番 | 議長２１番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 半澤委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ２１番 | 整理番号５４番について説明いたします。受人は、モモ栽培を計画しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>整理番号５５番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>整理番号５６番から５８番について説明いたします。いずれも同じ受入です。地区に遊休農地が多いことに気づき、自分に何かできないかと考えた結果、新規就農する案件です。受人は、２年間の研修を受けました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。<br>ご審議よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 次長  | 区域番号7番、整理番号59番から67番の9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 24番 | 議長24番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | 玉根委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 24番 | 整理番号59番について説明いたします。受人は、外国籍であり、在留資格は永住者の配偶者等です。受人の夫は、外国籍の永住者で、キュウリ栽培をしています。夫は日本語で会話ができますが、受人は日本語が不自由で、意思疎通が困難でした。                                                                                                                                                      |
|     | 整理番号60番について説明いたします。受人は市外在住ですが、申請地に通って新規就農する案件です。受人の妻の母が市内に住んでおり、一緒に耕作する計画です。申請地には課題があります。大石が多くあり、実際に耕作できる範囲は、3分の1程度しかありません。今後、整備しながら、徐々に耕作範囲を拡大する必要があります。また、受人はキュウリ栽培を予定しており、キュウリ栽培には水が欠かせません。しかしながら、申請地には水路がありません。近くの川からポンプアップで水を汲み上げる必要がありますが、その水利権に関する扱いが不明確な状態です。 |
|     | 整理番号61番について説明いたします。更新であり、適正に管理されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                                                                                                                                            |
|     | 整理番号62番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                                                                                                                                     |
|     | 整理番号63番から66番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                                                                                                                                |
|     | 整理番号67番について説明いたします。整理番号62番と同じ受入です。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。                                                                                                                                                                                      |
|     | ご審議よろしくお願いたします。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2番  | 議長2番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | 佐藤委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 2番  | 整理番号59番及び60番について質問します。                                                                                                                                                                                                                                                |
|     | 整理番号59番では、受人と意思疎通が困難であるとのこと、整理番号60番では、水利権に課題があるとのことですので、意見を決定するのは早計ではないでしょうか。                                                                                                                                                                                         |
| 22番 | 議長22番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長  | 阿部委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 22番 | 我々の調査が及んでいない部分もあると思います。判断が難しく、区域協議会でも議論がありました。農地中間管理機構を通してこともあり、地域農業者が受入たちの今後を見守る形で、賃借を認めても良いのではないかと判断しました。                                                                                                                                                           |
|     | また、先ほどの説明に補足します。                                                                                                                                                                                                                                                      |
|     | 整理番号60番に関しては、4月には市外から市内への転入を予定しています。水利権の課題については、今後も調査・調整を図りたいと考えています。                                                                                                                                                                                                 |
| 1番  | 議長1番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                                         |

|      |                                                                                                                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長   | 栗原委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                 |
| 1 番  | 農地中間管理機構からも、もっと情報を収集してもらわないと判断できないと思われます。農地中間管理機構に対して、適切な情報収集を行うように要望してください。                                                                                                   |
| 9 番  | 議長9 番（発言を求める。）                                                                                                                                                                 |
| 議長   | 曳地委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                 |
| 9 番  | 農地中間管理機構には、しっかりと調査してもらいたいと思います。水が必要なキュウリ栽培を計画しているのに、水源のない農地を貸すのは無責任だと感じます。農地中間管理機構に対して、適切な調査を行うように要望してください。                                                                    |
| 主任   | 議長（発言を求める。）                                                                                                                                                                    |
| 議長   | 事務局（発言を許可する。）                                                                                                                                                                  |
| 主任   | 新規就農を検討している方を対象にして、県北農林事務所で相談会を実施しています。その場には、ＪＡ新ふくしま未来や農地中間管理機構、農業企画課の担当者が出席し、相談者に助言や指導を行っています。農業企画課を経由して、新規農業開始経営計画書を入手していますが、事務局としても内容が不足していると感じており、以前から資料の精度を上げるように要望しています。 |
|      | 今回の案件も情報が不足していたため、農業企画課から事務局で追加の聞き取り調査を行い、その内容も区域協議会に伝えています。                                                                                                                   |
|      | 今年度から農地法第3条許可の審査が厳しくなっていますので、それに合わせて農地中間管理機構でも厳格に審査して欲しいと思っています。                                                                                                               |
| 事務局長 | 議長（発言を求める。）                                                                                                                                                                    |
| 議長   | 事務局（発言を許可する。）                                                                                                                                                                  |
| 事務局長 | やはり農地中間管理機構からの情報が足りていないように思います。情報は文字化して提供することが大切です。                                                                                                                            |
|      | 今回の案件に対する農業委員会からの意見として、情報不足のため十分な意見を出すことができないとするのは如何でしょうか。                                                                                                                     |
| 議長   | 整理番号59番及び60番に関しては、ただいま事務局より提案のあった意見で検討したいと思います。                                                                                                                                |
| 19 番 | 議長19 番（発言を求める。）                                                                                                                                                                |
| 議長   | 武田委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                 |
| 19 番 | 外国籍の方の多くがキュウリを耕作しています。現在はキュウリによる収益が高い状況にあります。今後、仮にキュウリでは収益が上がらない状況になった場合、いっせいにキュウリ栽培から撤退し、農地が遊休化する可能性を危惧しています。                                                                 |
| 議長   | 懸念は分かりますが、現時点ではそのような状況になっていません。まずは適切な情報収集を行いながら、もし懸念するような状況になった時には、適切な対応をしたいと思います。                                                                                             |
| 18 番 | 議長18 番（発言を求める。）                                                                                                                                                                |
| 議長   | 柴田委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                 |
| 18 番 | 外国籍の方の場合、水路の水を勝手に使用するなど、周辺農家との調和を疎かにしている印象があります。しっかりと地域で利用規約などをまとめる必要があると感じています。                                                                                               |
| 議長   | 外国籍の方とは文化の違いもありますが、その都度、適切に対応しましょう。                                                                                                                                            |
|      | その他ございますか。                                                                                                                                                                     |

|     |                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。整理番号59番及び60番に関しては、情報不足のため十分な意見を出すことができない旨の意見を付すことにご意見、ご異議ございませんか。                                                                                                                                       |
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、一部に情報不足のため十分な意見を出すことができない旨の意見を付すことと決定いたします。                                                                                                                                                       |
|     | 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                      |
| 次長  | 議案書の25ページをご覧ください。議案第5号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。                                                                                                                      |
|     | 区域番号2番及び7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                   |
| 22番 | 議長22番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長  | 阿部委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                |
| 22番 | 整理番号1番について説明いたします。当該事業は、北福島区域と吾妻区域にまたがりますが、面積の広い吾妻区域が代表して説明します。当該農地を農振農用地から除外し、第2種農地及び第3種農地を商業施設敷地として、農地転用する計画です。1月6日に事業者から計画の説明を受けました。地権者が12名ほどおりますが、高齢で後継者がいない方がほとんどです。1名は耕作を継続したい意向を示しており、事業者側で代替えの農地を用意することで合意しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 |
|     | ご審議よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。                                                                                                                                                                                                                     |
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                         |
|     | 〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 異議なしと認め、議案第5号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。                                                                                                                                                                                  |
|     | 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                      |
| 次長  | 議案書の27ページをご覧ください。議案第6号 非農地判定についての案件は、福島市農業委員会非農地判定事務等取扱要領に基づき、農地法第30条の規定による農地の利用状況調査において、現況が森林の様相を呈しており、農地としての要件を満たす状態でないことを確認したものです。                                                                                                         |
|     | 区域番号4番、整理番号1番から10番の10件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                    |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                   |
| 12番 | 議長12番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | 菅野委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                   |
| 12番 | 整理番号1番から10番について説明いたします。10月21日に農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。<br>ご審議よろしく願いいたします。                                                                                                                                        |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                     |
| 次長  | 区域番号6番、整理番号11番及び12番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。                                                                                                                                                                                               |
| 議長  | 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。                                                                                                                                                                                                                      |
| 21番 | 議長21番（発言を求める。）                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長  | 半澤委員（発言を許可する。）                                                                                                                                                                                                                                   |
| 21番 | 整理番号11番及びについて説明いたします。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。<br>ご審議よろしく願いいたします。                                                                                                                                                 |
| 議長  | 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。<br>〔「異議なし」の声〕                                                                                                                                                                              |
| 議長  | 異議なしと認め、議案第6号 非農地判定についての案件は、原案のとおり決定いたします。<br>次に、議案第7号について審議いたしますが、この議案につきましては、経営近代化対策小委員会に付託した案件ですので、小委員会における経過について、先に経営近代化対策小委員会 委員長の安齋昭通委員から報告をお願いします。                                                                                        |
| 15番 | 議案第7号 令和8年度農作業賃金・農作業料金標準額については、昨年11月の第29回総会において、経営近代化対策小委員会に取りまとめを付託された案件でございます。<br>その後、実態調査を行いまして、1月19日に開催された第31回総会終了後に、小委員会を開催いたしました。<br>委員の皆様方や地域の農家の方からの実態調査の結果をもとに、最低賃金等の動向等を踏まえて検討をいたしました結果、令和8年度については議案第7号のとおり取りまとめましたので報告いたします。<br>以上です。 |
| 議長  | 只今、安齋昭通 小委員会 委員長より、小委員会での経過について報告をいただきました。<br>引き続き、議案第7号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                        |
| 係長  | 議案第7号 令和8年度農作業賃金・農作業料金標準額については只今、安齋昭通 小委員会 委員長よりご説明をいただいておりますが、詳細につきましては「議案書」31ページのとおりです。<br>先日、開催した区域協議会にて、農作業賃金の果樹せん定の作業に関して、1日当りのみで                                                                                                           |



はなく、1時間当りの標準額も記載して欲しい旨の意見がありました。意見を踏まえ、1日  
当り標準額の下に1時間当りの標準額を追記したいと存じます。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 令和8年度農作業賃金・農作業料金標準額についての案件  
は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

次長 議案書32ページ、報告第1号から報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お  
読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。

会長代理 〔尾形会長代理より閉会の言葉〕  
慎重審議ありがとうございました。

これで、第32回総会を終了いたします。

(午後3時15分)

令和8年2月18日

これは、福島市農業委員会第32回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人12番 菅野 善晴

議事録署名人21番 半澤 幹夫